

公立大学法人公立鳥取環境大学職員の懲戒等に関する規程

平成24年10月3日
鳥取環境大学規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)公立大学法人公立鳥取環境大学嘱託職員就業規則(以下「嘱託職員就業規則」という。)及び公立大学法人公立鳥取環境大学非常勤職員等就業規則(以下「非常勤職員等就業規則」という。)に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学(以下「法人」という。)における職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、職員就業規則第2条第1項に規定する職員、嘱託職員就業規則第2条第1項に規定する職員及び非常勤職員等就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。

(懲戒の原則)

第3条 懲戒処分は、懲戒事由に該当する行為を実行した者だけではなく、教唆した者及び協力した者も対象とする。

2 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

(懲戒処分の量定)

第4条 懲戒処分の量定は、別に定める基準のほか、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び効果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

(懲戒審査委員会)

第5条 法人に、懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、理事長から付議のあった事案について、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 付議のあった事案に係る事実の確認
- (2) 懲戒処分に付することの適否
- (3) 懲戒処分を要する場合の処分の程度の判定

3 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副理事長
- (2) 理事 2名
- (3) 副学長
- (4) その他理事長が必要と認める者

- 4 審査委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。
- 5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。委員長に事故がある時は、あらかじめ、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 7 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(審査の請求等)

- 第6条 各部長の長は、所属する職員に係る懲戒又は訓告等に該当すると認める事案が発生したときは、速やかに事実関係を調査し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、各部長の長又はハラスメント防止・人権委員会から懲戒又は訓告等に該当すると認める事案に係る調査報告があり、当該事案について職員の懲戒を行う必要があると判断した時は、審査委員会に審査を付議するものとする。

(審査の方法及び手続き)

- 第7条 審査委員会は、理事長から懲戒の事案の付議を受けた場合は、速やかに調査の上、審査を行わなければならない。
- 2 審査委員会の委員長は、審査を行うに当たっては、審査対象者に対し、審査の事由を記載した文書を交付するものとする。
 - 3 審査委員会は、審査対象者が前項の審査の事由を記載した文書を受領した日の翌日から起算して5日以内に請求した場合には、審査対象者に対し、口頭又は書面により弁明の機会を与えるものとする。
 - 4 審査委員会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、意見を聴取することができる。
 - 5 審査委員会の委員長は、審査が終了したときは、その結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

(懲戒処分書の交付)

- 第8条 理事長は、審査委員会の審査の結果を踏まえ、処分を行う。
- 2 懲戒処分は、職員に対し、その内容及び理由を期した文書(以下「懲戒処分書」という。)を交付して行う。

(処分の効力)

- 第9条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。
- 2 懲戒処分書の交付は、当該処分を受ける職員が懲戒処分書の受取を拒否する場合など、直接に交付し難いときは、配達証明付内容証明郵便により郵送するものとし、当該処分を受けべき職員に配達された日付をもって、交付が行われたものとみなす。

(停職の期間)

- 第10条 職員就業規則第65条第3号、嘱託職員就業規則第52条第3号及び非常勤職員等就業規則第31条第3号に定める停職の期間は、日又は月を単位として定め、勤務を要しない日を算入して期間の計算を行なうものとする。

(損害賠償等との関係)

第 1 1 条 故意若しくは重大な過失によって法人に損害を与えたときの損害賠償又は不当利得の返還は、懲戒処分によって免除されるものではない。

(処分決定までの措置)

第 1 2 条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤することが適当でないと理事長が認める場合は、懲戒処分の決定に至るまでの間、当該職員を自宅に待機させることができる。

(懲戒処分の公表)

第 1 3 条 懲戒処分を行った場合は、原則として当該事案及び処分についての概要等を公表するものとする。

2 前項の公表を行う場合の基準については、別に定める。

(事務)

第 1 4 条 審査委員会に関する事務は、総務課が行う。

(委任)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 1 0 月 3 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 7 年規程第 3 2 号)

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。